

研究倫理指針

(目的)

本指針は、関西医療大学（以下「本学」という。）の研究が社会の理解と協力を得て適正に推進されることを目的に、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めたものである。

(適用範囲)

本指針の適用範囲は、学校法人関西医療学園（以下「法人」という。）と雇用関係のある教職員、派遣契約その他の契約等に基づき法人の業務に従事する者及び本学の学生、研究生、研修生等、本学で研究活動を行う全ての者（以下「研究者等」という。）とする。

(研究者等の基本責務)

- ① 研究者等は、社会に有益な研究を実施する為に、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い、誠実に行動しなければならない。
- ② 研究者等は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。また、動物実験に携わる者は、実験動物の福祉を尊重しなければならない。
- ③ 研究者等は、個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行う場合、情報を提供する人（以下「協力者」という。）に対して、研究の目的・意義・利用方法等について、十分に説明し同意を得なければならない（インフォームド・コンセント）。
- ④ 研究者等は研究者としての能力及び倫理観の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。
- ⑤ 研究者等は、関係する法令や規則、本学が定める規程等を遵守し、適正に研究を行わなければならない。
- ⑥ 研究者等は、調査等の必要に応じて、研究に関連する資料及び研究記録の提出、関係者とのヒアリング等に対して誠実に協力しなければならない。

(個人情報保護)

- ① 研究者等は、本学が定める個人情報保護に関する規程に基づき、被験者等の協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。
- ② 研究者等は、協力者に関する情報の取扱いを外部に委託する場合には、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務付けなければならない。
- ③ 研究者等は、研究結果を公表する場合、協力者個人を特定できないようにしなければならない。

(研究倫理への適合)

研究者等は、実施しようとする研究の計画が、研究倫理に適合しているか否かについて、予め研究倫理審査委員会又は動物実験委員会に申請し、倫理審査を受けなければならない。

(研究記録の保存及び管理)

- ① 研究者等は、自らが行う研究において取得したデータ、画像等の研究記録について、実験ノート又は電子ファイルを作成して客観的かつ科学的判断が可能な方法で記録し、消失、漏洩及び改ざん等が生じないよう適正に保管しなければならない。
- ② 研究者等は、前項の記録の原本を、論文等により当該研究成果を発表した後、10年間保存しなければならない。ただし、その間に当該研究者等が本学の所属を外れる場合は、研究責任者が当該実験記録の写しを取り、残存期間中、保存する。
- ③ 研究者等又は前項における研究責任者は、最高管理責任者の求めに応じて、当該実験記録又はその写し等の発表論文の根拠となるデータについて、速やかに開示しなければならない。

(研究費の適正な使用及び管理)

- ① 研究者等は、研究計画に基づき、研究費を計画的かつ適正に使用・管理し、最大限の研究成果を上げるために努力しなければならない。
- ② 研究者等は、研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、その使用にあたり、関係する法令や規則及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- ③ 研究者等は、所属する研究機関又は文部科学省等が主催する研究費の使用に係る説明会に積極的に参加し、使用ルールや関係法令等の理解に努めなければならない。
- ④ 研究費の管理担当者は、研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- ⑤ 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用防止に努めなければならない。

(研究機器・薬品等の取り扱い)

研究者等は、実験において機器・薬品を用いる場合は関係法令、取扱要領を遵守し、適正な使用と安全管理に努めなければならない。また、実験過程で生じた廃棄物や薬品等については、責任を持って最終処理を行わなければならない。

(研究成果の公表)

- ① 研究者等は、研究成果を広く社会に還元するために、適正な手段によりそれを公表しなければならない。ただし、特許権の取得等合理的な理由がある場合を除く。
- ② 研究者等は、研究成果の公表にあたり、ねつ造、改ざん、盗用等、研究者倫理に背馳する不正行為をしてはならない。

(窓口の設置)

- ① 本学は、本学が定める研究活動における不正行為の防止に関する規程及び公益通報等に関する規程に基づき、研究不正の告発又は通報等のための窓口を学園総務部会計課に設置しなければならない。
- ② 本指針に違反する行為が行われている、又はまさに行われようとしていることを知った者は、その是正に努め、前項の窓口で告発又は通報しなければならない。
- ③ 本学は、告発又は通報された行為が研究活動上の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）の場合は研究活動における不正行為の防止に関する規程、研究費の不正使用行為の場合は公的研究費取扱規程の定めに基づき、調査を行われなければならない。

(補則)

この指針に定めのない事項については、必要に応じて、学長が決定する。

附 則

1. この指針は、平成27年8月29日から施行する。

附 則

1. この指針は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

1. この指針は、令和4年9月1日から施行する。